防整施第7758号令和6年3月27日

毂

整備計画局長 (公印省略)

建設工事等における契約の保証及び前払金保証に係る保証証書等の電 子化について(通知)

標記について、別紙のとおり定めたので、遺漏のないよう措置されたい。

添付書類:別紙

配布区分:整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官

建設工事等における契約の保証及び前払金保証に係る保証証書等の電 子化について

(趣旨)

1 建設工事請負契約書(建設工事請負契約書について(防整施(事)第423号。 令和5年12月26日)に規定する建設工事請負契約書をいう。以下同じ。)第 4条、設計等技術業務委託契約書(設計等技術業務委託契約書について(防整施 第6934号。28.3.31)に規定する設計等技術業務委託契約書をいう。 以下同じ。)第4条又は事業監理業務委託契約書(事業監理業務委託契約書について(防整施第6935号。28.3.31)に規定する事業監理業務委託契約 書をいう。以下同じ。)第3条に規定する契約の保証及び建設工事請負契約書第 37条、設計等技術業務委託契約書第39条に規定する前払金保証に係る保証証 書等の提出又は寄託に代わる措置の実施について必要な事項を定めるものとす る。

(用語の定義)

- 2 用語の定義は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 契約の保証に係る保証証書等

建設工事請負契約書第4条第1項第3号から第5号まで、設計等技術業務委 託契約書第4条第3号から第5号まで又は事業監理業務委託契約書第3条第1 項第3号から第5号までに規定する保証に係る保証書又は証券をいう。

(2) 前払金保証に係る保証証書

建設工事請負契約書第37条第1項若しくは第4項又は設計等技術業務委託契約書第39条第1項に規定する保証契約の保証証書をいう。

(3) 保証証書等

契約の保証に係る保証証書等又は前払金保証に係る保証証書をいう。

(4) 電磁的記録

電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

(5) 電磁的方法

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。

(6) 電子証書等

電磁的記録により発行された保証証書等をいう。

(7) 電子証書等閲覧サービス

電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証

事業会社が指定するものをいう。

- (8) 契約情報
 - 電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。
- (9) 認証情報

電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。

(10) 金融機関等

保険会社、保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)等をいう。

(保証証書等の提出又は寄託に代わる措置)

- 3 保証証書等の提出又は寄託に代えて講ずることができる電磁的方法であって、 金融機関等が定め、契約担当官等の認める措置(以下「電磁的方法による提出」 という。)は、次のとおりとする。
 - (1) 受注者が、電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等が、当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧すること。
 - (2) (1)の電子証書等を閲覧するための契約情報及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して受け取ること。

(保証証書等の提出又は寄託に代わる措置による取扱いの留意事項)

- 4 前項による取扱いの留意事項は、次のとおりとする。
 - (1) 前払金保証に係る保証証書の取扱い
 - ア 建設工事にあっては令和6年1月1日以降に、技術業務にあっては令和6年3月29日以降に入札公告、指名通知、手続開始の公示又は見積依頼を行い契約を締結するものについての前払金保証に係る保証証書の寄託については、原則、前項の措置によるものとする。
 - イ 建設工事にあっては令和5年12月31日以前に、技術業務にあっては令和6年3月28日以前に入札公告、指名通知、手続開始の公示又は見積依頼を行い契約を締結しているものであって前払金保証に係る保証証書の提出を前項の措置により行う場合においては、あらかじめ契約を変更し、建設工事請負契約書について(防整施(事)第423号。令和5年12月26日)による建設工事請負契約書第37条及び第38条又は設計等技術業務委託契約書についての一部改正について(防整施第7764号。令和6年3月29日)による改正後の設計等技術業務委託契約書第39条の規定に変更すること。
 - ウ 電磁的方法による提出を受けた電子証書等を出力した書面又は電磁的記録 は、支出負担行為担当官が自ら若しくはその指定する職員をして保管する。 ただし、電磁的方法による提出によらない場合は、なお従前の例によること。
 - (2) 保証の契約内容を変更する場合の保証証書等の取扱い

電磁的方法による提出によらない保証証書等の提出又は寄託が行われたものについては、当該保証の契約内容を変更する場合(ア又はイの場合をいう。)において前項の措置は適用しないので、従前の例によること。

- ア 建設工事にあっては令和5年12月31日以前に、技術業務にあっては令和6年3月28日以前に入札公告、指名通知、手続開始の公示又は見積依頼を行い契約を締結し保険証書等の提出又は寄託が行われたものについて同日の翌日以降に当該保証の契約内容を変更する場合。
- イ 建設工事にあっては令和6年1月1日以降に、技術業務にあっては令和6年3月29日以降に入札公告、指名通知、手続開始の公示又は見積依頼を行い契約を締結し保険証書等の提出又は寄託が行われたものであって、電磁的方法による提出によらないものについて同日以降に当該保証の契約内容を変更する場合。